前橋市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
（趣旨） 第1条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）及び第9条の3の3第3項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。次条第3項において同じ。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、市長又は次に掲げる者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 (1)　法第9条の3の3第1項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第3項後段の規定による処分の委託を受けた者 (2)　法第9条の3の3第2項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第5項後段の規定による処分の委託を受けた者	（趣旨） 第1条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）及び第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。次条第3項において同じ。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。
（対象となる施設の種類） 第2条　省略 2　省略 3　法第9条の3の3第3項の規定による報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、焼却施設とする。	（対象となる施設の種類） 第2条　省略 2　省略 3　法第9条の3の3第2項の規定による報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、焼却施設とする。
（縦覧の告示） 第3条　省略 2　第1条各号に掲げる者（以下「受託者等」という。）は、前条第3項に規定する報告書を公衆の縦覧に供しようするときは、市規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。 3　省略	（縦覧の告示） 第3条　省略 2　受託者は、前条第3項に規定する報告書を公衆の縦覧に供しようするときは、市規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。 3　省略
（縦覧の場所及び期間） 第4条　省略 2～3　省略 4　第1項及び前項の規定は、第2条第3項の規定に	（縦覧の場所及び期間） 第4条　省略 2～3　省略 4　第1項及び前項の規定は、第2条第3項の規定に

よる縦覧の場所及び期間について準用する。この場合において、第1項第1号中「前橋市役所」とあるのは「受託者等の主たる事業所」と、前項中「前条第1項」とあるのは「前条第3項」と読み替えるものとする。 （意見書の提出） 第5条　省略 2　省略 3　前2項の規定は、第2条第3項に規定する意見書の提出先及び提出期限について準用する。この場合において、第1項第1号中「前橋市役所」とあるのは「受託者等の主たる事業所」と、前項中「前条第2項又は第3項」とあるのは「前条第4項において読み替えて準用する同条第3項」と読み替えるものとする。	よる縦覧の場所及び期間について準用する。この場合において、第1項第1号中「前橋市役所」とあるのは「受託者の主たる事業所」と、前項中「前条第1項」とあるのは「前条第3項」と読み替えるものとする。 （意見書の提出） 第5条　省略 2　省略 3　前2項の規定は、第2条第3項に規定する意見書の提出先及び提出期限について準用する。この場合において、第1項第1号中「前橋市役所」とあるのは「受託者の主たる事業所」と、前項中「前条第2項又は第3項」とあるのは「前条第4項において読み替えて準用する同条第3項」と読み替えるものとする。